

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通学・通信形式）学則  
12月22日コース

（事業所の名称・所在地）

#### 第1条

本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

（ 目 的 ）  
第2条

地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

（実施課程および形式）

#### 第3条

前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信・通学形式）

（研修事業の名称）

#### 第4条

研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信・通学）

12月22日コース

期間：12月22日～2月21日

時間：1日目 9:30～18:50、2日目 9:00～19:50、3日目実習先による）

定員：20名

申込み方法：電話・メール・Webにて受付。運営事務局は受付後、受講者に受講決定通知をメールにて送付。

申込み先：土屋ケアカレッジ運営事務局

TEL：050-3138-2024

Mail:college@care-tsuchiya.com

Web: <https://tcy-carecollege.com/>

受講決定方法：申し込み受付後定員調整の上決定

（応募者多数の場合の決定方法：申込順）

（受講対象者）

#### 第5条

受講対象者は次のものとする

関西圏または関西近郊在住、在勤で通学可能なもの。年齢は15歳以上。

受講者のzoom状況が整っていること

（研修参加費用）

#### 第6条

研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト（税込）代、傷害・賠償保険料含む）
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

（使用教材）

#### 第7条

研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

#### 第8条

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「通信・通学研修分日程表」のとおりとする。

(研修会場)

#### 第9条

前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 京都

実習：別紙1 実習施設一覧の通り

(担当講師)

#### 第9条

研修を担当する講師は別紙「通信・通学研修分日程表」のとおりとする。

(科目の免除)

#### 第11条

科目の免除は行わない。

(修了の認定)

#### 第12条

- 1 修了の認定は、第8条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。
- 2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(研修欠席者の扱い)

#### 第13条

理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

#### 第14条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行う当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、一律5,000円を受講者の負担とする。

(受講の取り消し)

#### 第15条

次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

#### 第16条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を

交付する。

(修了者管理の方法)

#### 第17条

修了者管理については、次により行う。

- 1 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、京都府が指定した様式にて知事に報告する。
- 2 修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

#### 第18条

本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

(その他留意事項)

#### 第19条

研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示  
⑤住民基本台帳カードの提示

- 2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口  
電話 050-3138-2024

- 3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- 4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

#### 第20条

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和3年7月30日から施行する。